

# 静岡大学 平成30年度 前期分授業料等免除一次申請のしおり

## 【申請期間】

### ◆一次申請（Web（学務情報システム）申請）期間

・免除申請を希望する者は、Web申請が必要です。必ず申請期間内に登録してください。

**平成30年4月10日（火）～4月18日（水）**

### ◆二次申請しおり配布

#### 5月下旬配布予定

※一次申請の選考結果は5月中旬に発表予定です。学力適格者は必ず受領すること。

※詳細は別途HPや掲示等でご案内します。

### ◆二次申請（面談受付）期間

前期	申請日	申請時間	申請場所
浜松キャンパス	6月11日（月）	9：30～12：00 13：30～15：30	南会館 談話室 （食堂2階）
	6月12日（火）		
	6月13日（水）		
静岡キャンパス	6月20日（水）		共通教育A棟5階 大会議室
	6月21日（木）		
	6月22日（金）		
	6月25日（月）		

- ・就職活動や教育実習など、期間内に二次申請できない事情がある者は、前期：6月1日（金）、後期：10月11日（木）までに担当窓口（1ページ）まで申し出てください。担当者と予定を調整し、事前申請として受け付けします。ただし、アルバイト・旅行（家族旅行含む）・自動車学校の教習等の個人的な理由は認められません。
- ・就職活動・忌引・病気・怪我等により期間内に二次申請できなかった者で、それを証明する書類を提出できる場合は、各キャンパス面談受付最終日より1週間以内に担当窓口（1ページ）へ申し出てください。やむを得ない事情として、申請を認められることがあります。
- ・面談受付は時間帯によっては申請者が集中します。時間に余裕を持って来てください。

### ◆結果発表

8月上旬、学務情報システム内に掲載し、保証人へ結果を郵送します。

**※申請日、申請時間を過ぎての申請は、事前の申し出が無い限り一切受け付けません。**

#### <担当窓口>

- 静岡キャンパス = 学生生活課 奨学係（共通教育A棟3階）  
人文社会科学部学務係（夜間主コースの学生のみ）
- 浜松キャンパス = 浜松学生支援課 学生支援係（S-P o r t 1階）  
創造科学技術大学院係（自然科学系教育部の学生のみ）

※申請受付期間中、緊急の場合のみ、下記窓口まで連絡してください。

学生生活課 奨学係 TEL：054-238-4460  
（受付時間：平日 8：30～12：30／13：30～17：15）

# 1 授業料免除制度について

授業料免除は、経済的に授業料の納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる者を支援する制度です。

## 1-1 対象者

本学の学生（研究生、聴講生、科目等履修生は除く）で、下記のいずれかに該当する者を免除対象とします。

### (1) 「経済的理由・学業優秀」で申請する者

経済的理由によって授業料の納入が困難であり、かつ学業優秀と認められる者

### (2) 「特別な事由」で申請する者

授業料の各期の納期前6ヶ月以内（平成30年度入学者は入学前1年以内）に、下記（ア）～（ウ）のいずれかの状態に該当し、かつ授業料の納入が著しく困難であると認められる者

（ア）当該学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」）が死亡した場合

（イ）本人又は学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

（ウ）上記（ア）・（イ）に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合

※（ア）～（ウ）での申請は一度限りになります。例えば前期（ア）～（ウ）で申請をした場合、次回の申請は一般（「経済的理由・学業優秀」）で申請することになります。

## ◇事前提出書類について◇

「特別な事由」を理由として申請する者は、Web申請期間最終日17:00までに該当する書類を担当窓口（1ページ）まで提出してください。その後通常の申請と同様、面談まで行ってください。

申請理由	提出書類 <発行依頼先>
「学資負担者死亡」	<ul style="list-style-type: none"><li>死亡診断書（コピー）</li><li>除籍抄本（本通）</li><li>その他死亡を証明する書類</li></ul> <医療機関・地方自治体 他> ※いずれかひとつを提出してください
「風水害等災害」	<ul style="list-style-type: none"><li>被災証明書（罹災証明書）等</li></ul> <地方自治体>

※提出書類の上部に、①学籍番号②申請者本人の氏名③携帯電話番号を記入してください。

※マイナンバー（個人番号）の記載がされていないものを提出してください。

## <東日本大震災・熊本地震で被災した者に対する救済措置について>

東日本大震災及び熊本地震の被災により授業料等免除を申請する者は、下記のいずれかに該当することの証明が得られることを確認し、Web申請期間最終日17:00までに担当窓口（1ページ）へ申し出てください。期日を過ぎての申し出は受けません。

- ① 学資負担者が被災し、家屋等の全壊・大規模半壊・半壊・流失の被害を受けた者
- ② 学資負担者が震災により死亡または行方不明の者
- ③ 学資負担者の居住地が、福島第一原子力発電所事故により、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域に指定された者

## 1-2 学力基準

### ① 累積GPA、必要単位数

Web申請する前日までの累積GPA値と単位数をもとに算定します。

累積GPA値は、学務情報システムの成績参照画面から確認することができます。(一部の研究科を除く)

所属	学年	必要単位数	累積GPA値
学部生	1年次	—	1.5以上
	2年次	31単位以上	
	3年次	62単位以上	
	4年次	93単位以上	
修士課程	全学年	—	1.8以上
博士課程	全学年	—	2.0以上
法務研究科	全学年	—	1.5以上

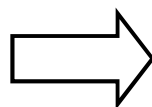
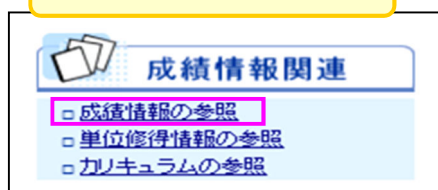
注一 「年次」とは例えば、1年次=在籍月数が12ヶ月以内の学生を示します。

休学月数は差し引きますので、過去に休学した学生は実質の年次を計算した上で必要単位数を確認してください。

注二 新入生の入学期における学力基準は入学をもって許可されます。ただし、次学期(博士課程は次年度とする)からは上記表の累積GPA値で選考しますので学務情報システムから確認してください。

#### ◇確認方法について◇

##### 学務情報システムより



- 累積GPAの参照方法は上記画面、成績情報の参照  
→ 右上、「GPA」をクリック!  
右の画面が表示され、累積GPAが確認できます。
- GPA値は不可の単位も計算対象になります。  
不要な履修科目は「履修取消期間」に削除してください。

### ② 免除申請資格

留年者の申請資格が制限されます。修業年限に1年を加えた期間を超過した学生は申請できません。

所属	通常修業年限	申請できる在籍期間
学部生	4年間	4年+1年=5年間(長期履修者は許可期間)
修士課程	2年間	2年+1年=3年間(長期履修者は許可期間)

※博士課程や法務研究科もその修業年限によります。

※申請できる在籍期間には、「留学」、「病気」、「怪我」及び「経済的理由」を理由とする休学期間を除くことができます。その他、特別な理由がある場合に限り、申請資格者となる場合もあります。質問等ある者は事前に担当窓口(1ページ)まで申し出てください。

### 1-3 家計基準

本学の授業料免除申請においては、前年の1月～12月までの「世帯の年間収入総額」が家計選考の対象となり、平成30年5月以降に市区町村で交付される最新の「平成30年度 所得課税証明書（平成29年分：平成29年1月～12月分）」により算定します。

※市民税、県民税が記載された所得課税証明書が必要となります。

※平成30年度 所得課税証明書の交付時期は自治体により異なります。交付時期の詳細については、各自治体へお問い合わせください。

ここで言う「世帯の年間収入総額」とは、「世帯全員の住民票」に記載されている家族の収入のことですので、父母（専業主婦も含む）、同一住所の祖父母及び就学者以外の家族の収入等も対象となります。

なお、同一住所の祖父母等が、実際には二世帯住宅の場合、「水・光熱費の明細のコピー等（父（母）と別生計者それぞれ）」とその旨を記入した「申立書（様式2）」を提出することで別生計として選考します。

#### ○給与収入の場合

税込みの「給与収入額」が対象となります。（「給与所得額」ではありません。）

また、「年金収入額」も「給与収入額」に含めます。

#### ○給与収入以外の場合

「営業所得額」「農業所得額」「不動産所得額」「雑所得額」等が対象となります。

「収入額の目安」の表と比較して、収入が大きく上回る場合は免除の対象にはなりません。ただし、所得の種類、家族構成、就学者の状況、各種控除等により、多少高収入の場合でも免除許可される場合もあります。あくまでも目安としてください。

### <収入額の目安>

学種別	家族構成	収入限度額	
		給与収入の場合	給与収入以外の場合
学部生	4人世帯	645万円	390万円
	5人世帯	690万円	432万円
大学院修士課程 法務研究科	4人世帯	678万円	420万円
	5人世帯	723万円	465万円
大学院博士課程	4人世帯	821万円	563万円
	5人世帯	878万円	620万円

※ この表は、次のような世帯をモデルケースとして作成したものです。

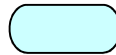
4人世帯・・・父、母（専業主婦）、申請者本人（国立・自宅通学）、高校生（公立・自宅通学）

5人世帯・・・上記の4人世帯モデル + 中学生（公立・自宅通学）

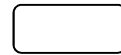
#### <家計選考の方針について>

授業料等免除における家計選考では、原則として前年（平成29年1月～12月）の収入・所得額により選考されます。平成30年1月以降、家計支持者の収入・所得が失職等により激変した場合、基本的には来年度の授業料免除等に反映されます。上記のような理由で、本年度、申請者本人が経済的理由による「休学」をしなければならないような場合は、日本学生支援機構奨学金「緊急採用・応急採用」等の制度がありますので、受付よりも前に、担当窓口（1ページ）まで相談に来てください。

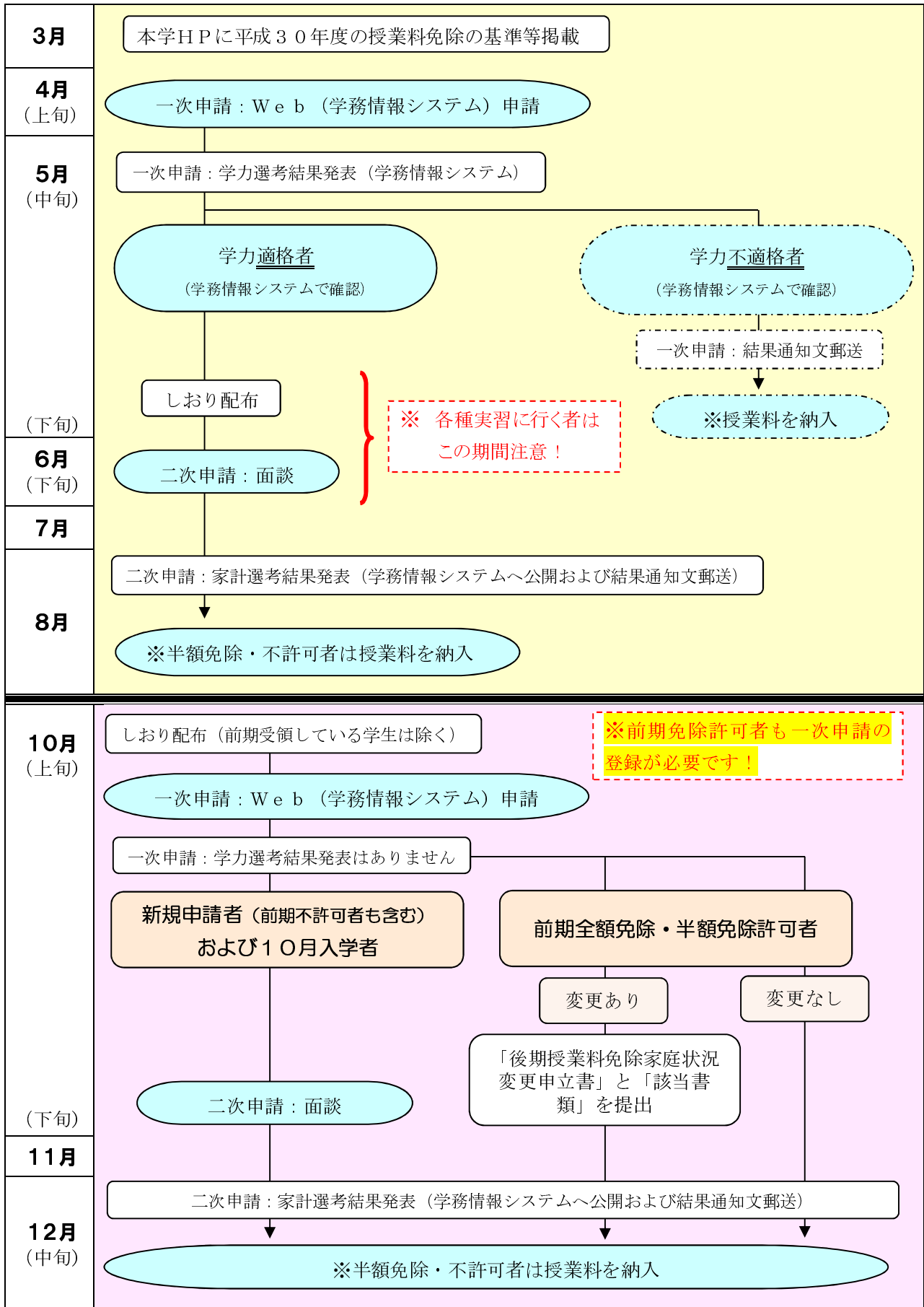
## 2 授業料等免除申請の流れについて



… 学生



… 大学



※納入方法については、通知文の指示に沿ってください。

※記載時期はあくまでも目安です。Webや掲示等を確認し申請期限厳守で申請を行いましょう。

### 3 Web（学務情報システム）申請について

#### 3-1 学務情報システムについて

「学務情報システム」はインターネットがつながる環境であれば学外からもアクセスできます。この「学務情報システム」のログイン方法などについては、所属の学務係又は浜松学生支援課学生支援係で確認してください。ログイン後は**3-3 Web申請方法**に従って申請してください。

なお、携帯電話やタブレット端末からでは正確に反映されない可能性があるため**必ずパソコンから申請**してください。

また、申請期間を過ぎての申請はできません。

◎学内の情報基盤センターのパソコンを利用する場合

<場所> 静岡キャンパス = 情報基盤センター静岡実習室（共通教育L棟2階）

浜松キャンパス = 工学部5号館3階電子計算機室306 / 工学部7号館2階計算機室

<開室時間> 8:30~21:00までの自習時間帯（授業で使用していない実習室）

※学内の情報基盤センターのパソコンを使用する際は、専用の個人IDとパスワードが必要です。

交付されていない学生は、その取得方法を下記窓口で問い合わせてください。

- ・静岡キャンパス = 自分の所属している学部の学務係
- ・浜松キャンパス = 情報基盤センター浜松オフィス（創造科学技術大学院棟2階211）

利用についての詳細は、本学の情報基盤センターのホームページを参照してください。

（ 情報基盤センターHP <http://www.cii.shizuoka.ac.jp/> ）

#### 3-2 Web申請期間

<申請期間> 【前期】平成30年 4月10日（火）～ 4月18日（水）まで ※厳守※


申請期間中に申請できない事情がある者は、上記申請期間の最終日17:00までに担当窓口（1ページ）まで申し出てください。申請期間中にWeb申請登録を行わないと以後の審査は行いませんので、必ず申請期間内に登録を済ませてください。

#### 3-3 Web申請方法

授業料免除メニュー画面が表示されます。次の1～4に従って登録を完了させてください。

##### 1) 学務情報システムにログインし、教務システムから「授業料免除」をクリック

The screenshot shows a user interface with a top navigation bar containing '個人リンク' (Personal Link) and 'システム連携リンク' (System Link). Under 'システム連携リンク', there are options for '教務システム' (Academic System) and '就職システム' (Career System). A red circle highlights '教務システム', and a red arrow points to a secondary menu on the right. In this secondary menu, '授業料免除等' (Tuition Waiver, etc.) is highlighted with a red circle, and a sub-option '授業料免除' (Tuition Waiver) is also circled in red.

2) 免除区分は、「授業料免除」を選択し、申請種別を4つの中から選択し  ボタンをクリック

**授業料免除**

授業料免除申請者へのお知らせ

申請種別	
◆「経済的理由・学業優秀」で申請する	⇒ <b>一般</b> を選択する
◆「学資負担者死亡」により申請する	⇒ <b>家計支持者死亡</b> を選択する
◆「風水害等の災害」により申請する	⇒ <b>災害等</b> を選択する
◆「東日本大震災の被災」により申請する	⇒ <b>東日本大震災</b> を選択する


※「一般」以外で申請する者は2ページの内容を確認の上、事前に該当書類を授業料免除等担当窓口(1ページ)まで提出してください。

免除区分: 授業料免除 ※リストから選択してください

申請種別: ▼選択してください ※リストから選択してください

▼選択してください

- 一般
- 家計支持者死亡
- 災害等
- 東日本大震災




年度	学期	申請種別	一次審査結果	二次審査結果	免除額



3) 確認メッセージのOKをクリックする

Web ページからのメッセージ

免除申請を申請しますか?

 キャンセル



Web申請登録が完了できない場合(エラーメッセージの表示)

Web申請の申請ボタンに学力基準を満たしているかチェックする機能があります。

Web申請の申請ボタンを押した時にエラーメッセージが表示された場合、しおり3ページおよび8ページを確認してください。


エラーメッセージ

- 累積GPA値が不足しています。(基準値:1.5/累積GPA値:1.499)
- 修得単位数が不足しています。(基準値:99単位/修得単位数:42単位)
- 在学期数が基準値に達していません。特例申請は担当窓口へ申し出てください。(基準値:60月/在学期数:66月)




免除区分: 授業料免除 ※リストから選択

申請種別: 一般 ※リストから選択





4) 申請ボタンの下に登録情報(年度・学期等)が表示されれば登録完了です。

年度	学期	申請日	免除区分	申請種別	一次審査結果	二次審査結果	免除額
 2018	前期	2018年4月11日	授業料免除	一般			

### 3-4 Web申請の補足説明

次の条件に該当する場合は、Web申請期間最終日17:00までに担当窓口（1ページ）までお問い合わせください

- ①特別な事由により申請する者（「学資負担者死亡」、「風水害等災害」、「東日本大震災」など）で、学力基準に達していない者
- ②長期履修者で在籍期間が通常修業年限に1年を加えた期間を超過している者
- ③その他の理由で申請できない者

- 入学金免除・徴収猶予の申請状況（申請は入学手続き時に申請書を提出）もここで確認できます。
- 申請を取り消す場合は、申請期間に限り、申請項目左の消しゴムボタンをクリックすることで取り消すことができます。

年度	学期	申請日	免除区分	申請種別	一次審査結果	二次審査結果	免除額	
2018	前期	2018年4月11日	授業料免除	一般				

- 免除結果は、登録情報の「結果」欄に反映されます。
- その他お知らせに関してもメニュー内で案内しますが、詳細はHPや掲示板等で確認してください。

## 4. 一次申請の選考結果について

選考結果は5月中旬頃に学務情報システムにて公開します。

### ●学力不適格者

保証人宛に結果通知文を発送します。納入期限や方法等の詳細については、結果通知文で確認してください。

### ●学力適格者

この段階では保証人宛に結果通知文は郵送しません。引き続き家計選考（二次申請）を行います。5月下旬に「二次申請のしおり」を受け取り、提出書類を準備の上、二次申請（面談）に出席してください。

※就職活動・教育実習等に行く者は、必ず事前に申請のスケジュールをHPや掲示等で確認をしてください。電話での相談・申請期間を過ぎての申請は受け付けません。

## 5. 入学金免除・徴収猶予申請者について

入学金免除または入学金徴収猶予を申請した者は、本学への入学をもって学力選考は許可されます。次段階の二次申請（面談受付）は授業料免除申請と同様に行ってください。

なお、入学金免除・入学金徴収猶予の選考は授業料免除申請の書類を使用して行いますので、入学金免除または入学金徴収猶予を申請した者は、授業料免除の一次申請（Web（学務情報システム）申請）も必ず行ってください。

## 6 注意事項

### 6-1 授業料等免除の申請辞退について

- 授業料等免除の申請をしているにも関わらず、受付に参加しなかった場合あるいは大学が指定した日時までに必要書類を提出しなかった場合の選考結果は「辞退」又は「不許可」となります。入学金・授業料は全額納入してください。
- 授業料等免除の選考結果の発表前に、休学・退学する場合は入学金、授業料は全額納入してください。



## 6-2 その他

- 授業料等免除申請は申請者本人（学生）が行うものです。期日を過ぎての申請または申請書類の郵送及び代理申請は、一切、受け付けません。
- 授業料等免除は、免除実施可能額を定めており、選考により許可されるものです。申請をしても必ず免除許可されるとは限りませんので、納入の準備はしてください。
- 記入内容及び提出書類に虚偽の事実が判明した場合、免除決定後でも許可を取消します。
- 提出された書類の返却はしません。